

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

くわしくは 税務課 資産税係 ☎0288(2)5114

申告期間：令和4年1月4日（火）～31日（月）

▼償却資産とは

個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械・装置、工具・器具・設備など（土地や家屋を除く）のことです（表1参照）。

事業を営んでいる場合は申告が必要となりますが、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは課税されません。

▼対象者

令和4年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人。もしくは市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人。

▼申告方法

昨年申告のあった方には12月中旬に申告用紙を郵送します。

新たに対象となる資産をお持ちの方や、申告用紙の届かない方は問合先までご連絡ください。

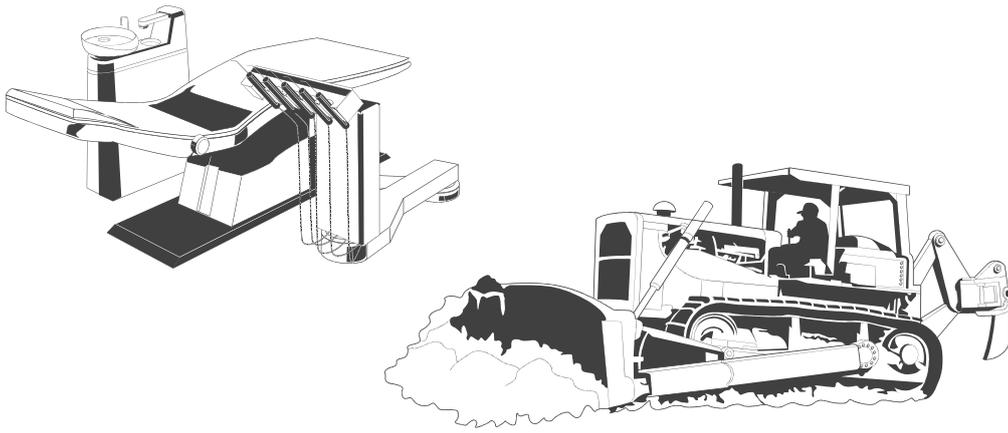


表1：申告対象となる主な償却資産（業種別）

各業種共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、 <small>ちゅうぼう</small> 厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、日よけなど
医（歯科）業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉、堀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
ホテル・旅館業	客室設備、厨房設備、音響設備、放送設備、家具調度品など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます



太陽光発電設備を設置している方へ…

法人、個人を問わず太陽光パネルを架台に載せて屋根や地上などに設置した場合は、償却資産の課税対象となります。表2に当てはまる場合には忘れずに申告をお願いします。

表2：太陽光発電設備設置者の課税対象区分

法人	事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく課税対象になります
個人事業主	工場や商店などを経営する方や、駐車場やアパートなどの貸し付けを行っている方で、太陽光発電設備を設置した場合、事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく課税対象になります
個人	住宅などの屋根の上や土地に設置した太陽光発電設備で、発電出力が10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となり、課税対象になります

「不安を差別につなげちゃいけない！」

コロナ差別をしないことはコロナ対策のひとつです。

くわしくは 人権・男女共同参画課 ☎0288-21-5184

コロナ対策のつもりが過剰な反応になっていませんか？

自分の言葉や行動が差別につながっていないか、「誰かのこと」ではなく「自分のこと」として考えてみる事が大切です。悪意がない言動でも人権侵害につながる場合があります。

CASE 1

感染者とその家族への差別や偏見

〇〇さん感染したんだって。どうせ夜遊びして感染したんじゃないかな？

ネットで見たけど、〇〇くんのお父さん感染したみたい。いい迷惑だわ。

職場復帰した〇〇さん後遺症があるみたい。まだうつるかも。近寄らないようにしよう。

—感染者とその家族に思いやりを—

感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生まれています。中にはプライバシーなどの人権を侵害しかねない事例も見られます。

ウイルスに気をつけていても誰でも感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識を基に、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

CASE 2

思い込み、過剰な反応による差別や偏見

咳はぜんそくのせいだって言うけど、コロナに決まっている。休めばいいのに。

君、例の大学の学生だったよね。サークルが違ってバイト辞めてくれないかな？

あの車、県外ナンバーだから、ここに停めないように貼り紙をしよう。

—正しい情報を確認し、冷静な対応を—

特定の症状というだけで感染を決めつけてしまったり、感染者と同じ学校や同じ地域の居住者というだけで、差別や偏見の対象となったりすることがあります。

思い込みを避けて正しい情報を確認し、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動しましょう。

人権
相談窓口の
ご案内

コロナ差別で悩んでいませんか？

つらいこと、お困りごと、
まずはお話しください。



新型コロナウイルス感染症に関連した
差別や虐待は決してあってはなりません!

人権相談窓口は
こちらから
法務省



http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

様々な人権問題に関するインターネット相談はこちら

インターネット人権相談
Counseling on the Internet



<https://www.jinken.go.jp/>



様々な人権問題に関する相談はこちら

みんなの人権110番

0570-003-110 (平日午前8時30分
～午後5時15分)



いじめ・虐待など子どもの人権の相談はこちら

子どもの人権110番

0120-007-110 (平日午前8時30分
～午後5時15分)



セクハラ・家族内暴力など女性の人権の相談はこちら

女性の人権ホットライン

0570-070-810 (平日午前8時30分
～午後5時15分)



外国語での人権の相談はこちら(10言語対応)

外国語人権相談ダイヤル Telephone Counseling

0570-090-911 (平日午前9時00分
～午後5時00分)

Weekdays 9:00 through 17:00



https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html
(パソコン、スマートフォン共通)
下の2次元コードを眺み込んでください。



法務省・全国人権擁護委員連合会